## 総

務

# 関する条例佐賀市長等の給料月額の特例に

もの。また、市長を初め特別職も協力してころに波及する可能性がある。厳しい財政ころに波及する可能性がある。厳しい財政と節約できる部分が他にあるのではないか。と節約できる部分が他にあるのではないか。と前約できる部分が他にあるのではないか。 おまずため、市長の給料を減額することは市民ですため、市長の給料を減額することは市民では、

思を示されたものと考える。出費を抑えることで、リーダーとしての意

減額が適当か市長自身が政策的に判断した

ければならないのか。は一番低いにもかかわらず、なぜ減額しな(質問)九州県都の中でも佐賀市長の給料

なものかという考えは当然あると思う。額してきた中で、途中でやめるのはいかが給料の減額を掲げ当選し、2期、3期と減

(答弁)市の財政状況を鑑み、どの程度のとするものだが、その根拠は何か。(質問)市長等の給料月額を一律10%減額

(質問)市長が議案質疑で厳しい財政状況とはということをあげたが、今回の減額分を社ということをあげたが、今回の減額分を社ということをあげたが、今回の減額分を社とに充てるのかということではなく、市とを説明したものであり、減額した財源をとを説明したものであり、減額した財源をとでに充てるのかということではなく、市長が財政全般に対する危惧として給料を減額するものである。

一方で、副市長を2人体制とし、幾つも部(質問) 財政状況を鑑みてと言われるが、

ないか。を減額することと整合性がとれないのではを新設するなど役職を増やしており、給料

得ないと肝に銘じていただきたい。
(意見)賃金カットによる財政再建はありであることが必要になったものであり、今回の減額とは関係ないものと考えている。の減額とは関係ないものと考えている。

可決すべきものと決定。
(審査結果)全ての議案について、原案を

# 

文

教

福

祉

(質問)給付額の給与への反映の仕方は。 て①が354人②が209人となっている。 園、地域型保育施設及び幼稚園で、あわせ

(答弁)給付額は、職員数の何分の1など

(説明) 平成29年度から、国において、

ための教育・保育給付費

般会計補正予算中、子どもの

(質問) 施設ごとの申請数は。

(答弁) 保育所は32園中30園、認定こども 関は28園中22園、地域型保育施設は21園 地域型保育施設は21園

能性があるが、対策をどう考えているのか。状況が異なれば、給与差や繁忙が生じる可(質問)施設の規模や状態によって、申請

現時点での対象数は、保育所、認定こども

月額5千円程度を支給するものである。

職務分野別リーダー、若手リーダー等に対もの、②経験年数がおおむね3年以上で、

ダー等に対し、月額4万円程度を支給する上で副主任保育士、中核リーダー、専門リーる。 制度は、①経験年数がおおむね7年以たな制度が開始されたことによる補正であ育士等に対するさらなる処遇改善を行う新

(答弁) 国の予算では、基本的には全園が、地震では、県に働きかけ、制度が全体にたなる点は、県に働きかけ、制度が全体にたなる点は、県に働きかけ、制度が全体にとなる点は、県に働きかけ、制度につたなる点は、県に働きかけ、制度が全体にとなる点は、県に働きかけ、制度が全体にとなる点は、県に働きかけ、制度が全体にとなる点は、県に働きかけ、制度についきたい。

(質問) 園の実態を把握し、制度自体の完質問) 園の実態を把握し、制度自体の完

施設などは、ここ数年で立ち上げて目の前(答弁)特に申請が少なかった地域型保育

行い、全体の底上げをしていきたい。体となり不安感などについて個別に確認をの運営で精一杯な状況があるため、市が主

可決すべきものと決定。(審査結果)全ての議案について、原案を

# ○認定こども園

子どもが同じ施設を利用する。供する施設。保育園部分と幼稚園部分の就学前の子どもに幼児教育・保育を提

# ○地域型保育施設

創設されたもの。 預かる事業で、市町村の認可事業として で幼稚園などの施設より少人数の単位で 特機児童が多い0~2歳児を、保育所 について

神水川公園の指定管理者の指定

# 経済産業

を改正する条例を改正する条例の一部基づく準則を定める条例の一部を業集積の形成及び活性化に関産業集積の形成及び活性化に関

促進法」となった。

「説明」「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」、いわゆる「地域未来投資業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、いわゆる「地域経済牽引事

(1973) よりり適用区域り変更こついて、 例の条文に引用する省令等の名称の改正や 用区域の表記について改正後の法律用語へ の置きかえなどを行うものである。 の置きかえなどを行うものである。

もう少し具体的に示してほしい。(質問)条例の適用区域の変更について、

(答弁) 現在の適用区域は、条例で久保泉 工業団地及び久保泉第2工業団地の2地 立地特例対象区域という表現に変更され、 対象区域が拡大されることとなる。この区 対象区域が拡大されることとなる。この区 がはついては、今後、基本計画の中で定め ていくことになる。

こか決まっているのか。(質問)工場立地特例対象区域はすでにど

ことによる変更点は。 (質問)地域未来投資促進法に改正された後予定している東山田地域も想定している第2工業団地を引き継ぐこととなるが、今

(答弁) 大きく変わったのは、新たに非製造業も対象となったことである。法律の改の集積を図ることにより経済を活性化していくというものであったのに対し、今後は地域経済を牽引する事業を支援していくと地域経済を牽引する事業を支援していくと

なものが対象になるのか。 ていくとのことだが、具体的にはどのよう〔質問〕地域経済を牽引する事業を支援し

のに加え、IT系やコスメティック系の業基本計画には、これまでの製造業系のもは、非製造業を支援対象とするなど、業種は、非製造業を支援対象とするなど、業種

〔審査結果〕全ての議案について、原案を

種などが加わっている。

可決すべきものと決定。

# 常任委 員 会

れまでの実績はどうか。 定管理者として選定するとの説明だが、こ

建

設

境



である。今年度末で指定管理期間が満了と展に資することを目的とした一般社団法人神水川公園の活用により、地域の振興・発

つの自治会組織を社員とした組織であり、

.説明〕神水川公園協議会は、富士町の4

なるため、改めて指定管理者に選定するも

(質問) 同じ協議会を、新たに5年間の指

神水川公園

一定の成果を果たしていると考えている。 516人から順調に伸びており、近年は1万7千人ほどの来客者を確保している。こ 万2年人ほどの来客者を確保している。こ がらいりには半数が市外からの利用者であり、 近年は1

集委託料一般会計補正予算中、資源物収

違いは何か。 と3年間の長期契約があるとの説明だが、 (質問)収集委託料について、単年度契約

> に移行していくよう考えている。 し特に問題がなければ、そのあと長期契約 単年度の契約を締結している。実績を確認 単年度の契約を締結している。実績を確認 し特に問題がなければ、そのあと長期契約は、継

るよう検討したほうがよい。があるため、できるだけ長期契約を締結す(意見)受託業者にとっては雇用の問題等

可決すべきものと決定。
「審査結果」全ての議案について、原案を









### 市長等の給料月額の特例に関する条例

### (質疑) 上程に至った理由は。

(答弁) 大規模な財源不足への対応が今後の財政運営の大きな課題となっている。限られた財源を最大限活用しながら、中長期的な展望に立った財政運営に努めていく必要があるとの認識のもと、今回の特別職の給与の減額案の提案に至った。

### (質疑) 秀島市長就任後の特別職の給与減額の内容は。

(答弁) 1 期目の任期中は、市長20%、副市長10%、 交通局長30%、水道局長10%の減額。 2 期目は、市 長20%、副市長10%、交通局長30%、上下水道局長 10%、常勤監査委員10%、教育長10%の減額。 3 期 目はすべての特別職10%の減額を実施。

### (質疑) 今回の減額によって生み出される財源額は。

(答弁) すべての特別職の合計で、年間約820万円、 任期中の総額で約3,060万円。

### (質疑)給与の減額が退職金に反映されていない理由は。

(答弁) 今回の特別職の給与減額を検討するにあたり、九州の各県都及び県内各市の実施状況を見ながら、総合的に判断した。

### 街なかふれあいプラザの指定管理者の指定

### (質疑) 指定管理者候補者選定の経緯は。

(答弁) 公募によるプロポーザル方式で選定。平成29年8月4~22日までの期間で募集要項等の配布を行い、1者から指定管理者指定申請書の提出があり、書類審査を経て、9月25日に選定委員会を開き審査を実施。

### (質疑)審査の概要は。

(答弁) 選定委員は5名、うち4名を外部委員で構成。1,100点中974点という審査結果を踏まえ、株式会社ミズを指定管理者候補者として選定。

### (質疑)前回と同様の事業者が選定されている。今回の選定で評価された点は。また前回の審査の点数は。

(答弁) 株式会社ミズは、これまで2期約10年間にわたり指定管理者として安定的な運営に努められており、複数のテナントの誘致や毎月集客イベントを開催するなどの実績も十分にあげられている。

前回の審査点数は864点。これまでの実績と運営の安定性、中心市街地の活性化に貢献したいという熱意などが審査委員会の中でも示され、今回974点、得点率88.5%という高い評価につながったと考えている。

### 決議について

決議とは、議会としての意思を決定し、それを対外的に表明するものです。

### ●これまでの決議●

年月	決議
H17.12	非核・平和都市佐賀市を宣言する決議
H18.9	飲酒運転撲滅を宣言する決議
H19.12	銃器犯罪の根絶に関する決議
H20.12	暴力団等による暴力の根絶に関する決議
H21.5	北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議
H22.3	米軍普天間飛行場の佐賀空港への移設に反対する決議
H24.10	議場に国旗及び市旗を掲揚する決議
H26.6	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に関する決議
H28.3	「少年スポーツのあり方」に関する決議

### 佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議

佐賀県は、防衛省より佐賀空港の自衛隊使用等の要請を受けている。その内容は、自衛隊が導入するオスプレイの配備先及び目達原駐屯地の自衛隊機の移転先として佐賀空港を使用したい旨の要請である。これは、我が国の防衛力を強化するための中期防衛力整備計画に基づく、島嶼部防衛の事態即応と実効的かつ機動的な対処の一環として求められたものである。

この計画の実現に向け、防衛省は県が求めた「配備計画の全体像・将来像」を明らかにするため、県との間で質問・回答のやりとりを初め、平成28年6月には施設の配置案などを示した上で、地元説明会の開催、デモフライトの実施、そして本年4月には建設予定地の地権者である漁協及び漁業者等に対し説明を行うなど、計画への理解と協力を求めてきた。

本市議会においても、本件は看過できない問題であり、平成26年10月3日に「自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会」を設置し、目達原駐屯地、仙台駐屯地及び霞目駐屯地での日米豪共同訓練「みちのくALERT2014」、高遊原分屯地での日米共同訓練、木更津駐屯地、相浦駐屯地などの視察を初め、防衛省からの参考人招致、「e さがモニター」を活用した市民意識の調査、佐賀空港開港当時に締結された「公害防止協定書」についての理解を深めるための協議など、精力的に取り組んできた。

一方、県は、本年5月30日に「配備計画の全体像・将来像」はほぼ明確になったとして、これまでの防衛省とのやりとりなどから論点を洗い出し、県の確認・検討状況を整理した論点整理素案を公表した。

この中で今回の要請は、まさに国の根幹に関わる国防のことであり、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しているとの認識を示し、国を構成している地方自治体は、国防政策に基本的に協力する立場にあると言及している。その上で、今回の計画に係る論点については概ね不合理な点はないと評価しつつも、有明海漁協の漁業者の理解が得られなければ、今回の要請を実現するのは困難と示している。

本市議会の特別委員会においても、この論点整理素案について、質疑や議論を行い、おおむね疑義等に関する整理ができたところである。

ちなみに市長は、公害防止協定書に関し、佐賀市は立会人の立場であり、現在においてもその立場は変わっていないとして、賛否を含めた意思表示をせず、公平な立場で臨みたいとの考えを示している。

しかしながら、市議会は、直接選挙によって選ばれた議員で構成され、市長を初めとする執行機関と両輪の立場で 市政を担う市の意思決定機関として設置されている。その意味で、本市に関する重要事項である本件について特別委 員会での調査・研究を参考に、市議会としての意思を表明することは不可欠であると考える。

よって今般、県が公表した論点整理素案において、県民の安全・安心に関わる論点についておおむね不合理な点がないことを確認できたこと、中期防衛力整備計画に位置付けられた重要な計画であること、熊本地震に際してオスプレイの輸送機能が災害救援で有効性を示し、この配備によって佐賀空港の防災拠点機能が強化され、県民の安全・安心に繋がること、市街地に隣接する目達原駐屯地の諸問題が改善されることなどを総合的に検証した結果、本市議会としては、国の防衛は、国家の基盤である国土と国民の生命・財産を守り、民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守る礎であるとの思いもあり、今回の防衛省の計画を受け入れざるを得ないと判断する。

以上のことから、本市議会は、県に対して、公害防止協定書に基づく事前協議を行う環境を整えながら、防衛省の要請を受け入れることを要請するとともに、市に対して、地元自治体として本件の諸問題の解決に向けて積極的に県に協力することを要請する。

ただし、漁業関係者や地元住民には依然として反対の声が根強くあることは十分に承知しており、反対の背景には 計画に対する不安や国への不信感があるものと考えている。今回の計画を進めるためには、国はもちろんのこと、県 においてもその払拭に取り組み、信頼関係を構築していくことが不可欠である。

よって、本市議会は、国及び県に対し、以下の安全対策や補償措置、有明海再生や水産振興のための必要な施策を 講じるとともに、信頼関係の構築に向けた環境整備を進めるよう強く要請する。

記

### 1 県に対して

- (1) 防衛省の要請を受け入れるためには、漁業者の理解を得ることが不可欠であることから、漁業者の声を国へ確実に届けるとともに、漁業者の理解が進むように努めること。
- (2) 防衛省の要請を受け入れるに当たっては、県の考えを県民に丁寧に説明するとともに、公害防止協定書の相手方である佐賀県有明海漁業協同組合、佐賀県農業協同組合や、県と環境保全に係る合意書を交わしている柳川市の理解を得ること。
- (3) 防衛省が示した対策や十分な補償措置が確実に講じられているかを検証するため、県と防衛省及び関係機関で構成する協議会等の組織を設置し、県民の安全・安心の確保に努めること。

### 2 国に対して

- (1) 防衛省の要請は、諫早湾干拓事業問題にも関わる有明海全体の問題としての対応が必要であり、漁業者の不信感の払拭と信頼関係の構築のために、安全対策や補償措置の確約、有明海再生や水産振興のための新たな施策の展開などのあらゆる手段を講じること。
- (2) オスプレイの沖縄県などでの不時着事故やノリ養殖・コハダ (コノシロ) 漁等の漁業への影響など、地元住民を初め県民の不安の払拭と佐賀空港への配備の理解が進むように引き続き丁寧な説明を実施すること。以上、決議する。

平成29年12月19日

佐賀市議会